

宇都宮市男女共同参画推進条例（平成 15 年宇都宮市条例第 29 号）（一部抜粋）**第 5 章 宇都宮市男女共同参画審議会**

第 23 条 市に、宇都宮市男女共同参画審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 行動計画の策定又は変更について、第 8 条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき意見を述べること。

(2) 意見の申出への対応について、第 13 条第 2 項の規定に基づき意見を述べること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進について必要な事項を調査審議すること。

3 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

4 審議会の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満としないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

5 前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

宇都宮市男女共同参画推進条例施行規則（宇都宮市規則第 47 号）（一部抜粋）**（委員）**

第 4 条 宇都宮市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第 6 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民生活部男女共同参画課において処理する。

(審議会の運営)

第10条 前6条に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。